

年休の申請は「コミュニケーション」!?

これがJR東海の年休に対する認識なのか？

私たち JR 東海労は、組合員が25日の勤務発表で確定していた年休に対して「診断書」提出を求められたことを発端として、就業規則や労働協約の解釈を巡り東京都労働委員会に救済申し立てを行っています。10月31日に開催された都労委・第2回調査では、会社側から聞く耳を疑うような驚くべき発言が飛び出しました。

驚くべき発言内容は以下のとおりです。

「(前月)20日の段階で、年休申込の提出があったこの時点で、年休の時季指定があったとは考えていない。」

「(前月)20日の段階では、時季指定をしたいというコミュニケーションであると考えている。」

「年休の時季指定は25日だと考えている。」

「年休申込簿」への年休申請は“コミュニケーション”ですか！？
25日の勤務発表で年休が入っているところが「時季指定」した日！？
「時季指定」はだれがおこなうのか？！

みなさん！会社のこの認識、どう思いますか？